

総社市教育復興子育て基金条例をここに公布する。

平成30年8月6日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第34号

総社市教育復興子育て基金条例

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害により被災した子どもたちの生きる力となる確かな学力、豊かな心及び健やかな体をはぐくむ事業に要する経費の財源に充てるため、総社市教育復興子育て基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てる場合に限り、予算で定めた範囲内で処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。